

令和6年度事業計画

1 第33回柔道整復師国家試験の実施

柔道整復師法第13条の3の規定に基づく指定試験機関として同法第10条の試験事務を行う。

- (1) 試験実施日 令和7年3月2日(日) 予定
- (2) 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、
広島県、香川県、福岡県及び沖縄県を予定。

2 柔道整復師の免許登録事務の実施

柔道整復師法第8条の2の規定に基づく指定登録機関として同法第6条の登録事務及び免許証の交付等の事務を行い、デジタル庁指導による登録事務のデジタル化を進める。

3 柔道整復師国家試験作成の運用改善

国家試験問題の漏洩問題を踏まえ、国民に信頼される柔道整復師の資格を付与していくための、試験委員会及び試験委員の体制、更に学校などを含めた運用改善を進めていく。

4 認定実技審査の実施

(1) 認定実技審査員の派遣

柔道整復師養成施設指導ガイドライン（柔道整復師養成施設指導要領）に基づく実技能力の審査のため、該当校に審査員を派遣する。

なお、審査については一人評価制により実施する。

1) 審査日(予定) 計6日間

令和6年11月3日(日・祝)、11月4日(月・振)、11月10日(日)、
11月17日(日)、11月23日(土・祝)、11月24日(日)

2) 場 所 受審者が所属する各養成施設85校

3) 審査料 6,000円 再審査料 6,000円

(再審査が柔道整復実技、柔道実技のどちらか一方の場合は3,000円)

(2) 認定実技審査のデータ収集

認定実技審査の信頼性、妥当性を検証するためアンケート等のデータ収集を行い活用する。

5 柔道整復師施術管理者研修会の実施

平成30年4月から柔道整復療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の届出の際に実務経験と施術管理者研修の受講が要件となった。

施術管理者研修は、16時間以上2日程度の受講が必要であり、施術管理者として適切な保険請求を行うとともに質の高い施術を提供できることを目的とし、厚生労働省から当該研修「登録研修機関」の指定を受け、施術管理者研修を実施する。

研修実施方法については、令和2年度よりオンラインを主体として実施しているが、今後、集合研修について検討を行う。

- | | |
|---------|----------|
| 1)開催回数等 | 全国10回程度 |
| 2)受講者数 | 3,330人程度 |
| 3)受講料 | 25,000円 |

6 柔道整復師卒後臨床研修について

柔道整復師として医学や医療の急速な進歩発展に対応するため、卒後の一定期間に外来施術に対応できる施術技術の修得、幅広い知識と高度な技術の修得等を通じ資質の向上を図ることとして平成17年4月から実施し、平成29年度で廃止したところであるが、研修を修了した柔道整復師の修了認定及び修了者を財団ホームページ上で公開する。